

明治維新 150 周年と歴史的公文書

使用者委員 久永修平

本年は明治維新 150 周年にあたり、大河ドラマ「西郷どん」や各種イベントが開催され多くの市民が「維新の歴史」に関心を寄せています。薩摩の多くの偉人たちが維新時代に何を考え、行動し、それぞれが果たした役割を知る事（歴史を知る事）は、鹿児島に住む私たちにとって重要なアイデンティティーだと考えます。

今、少子高齢化による「限界集落」「地方の消滅」「市町村合併」など地方の衰退が加速しています。このような中で、今後、地域の歴史を蓄積し市民と共有する事は、「地域創生」に繋がる重要な作業と考えます。

公文書管理法をご存知でしょうか？

この法律は 2009（平成 21）年に公布され、国によって行われた政策が体系的に記録（公文書）として保存され、国民に広く公開され、説明責任を果たす事と、保存期間が過ぎた公文書を公文書管理委員会の審議を受け、適正に管理（廃棄・国立公文書館への移管）すること、同時に歴史的公文書として国民に活用、利用してもらう事を目的にしています。

一方、地方においては、地方公共団体の「文書管理規程」に基づいて保存年限を定め、保管スペースを確保し管理されています。しかしながら、保存期間が過ぎたものは、事務規定に従い廃棄されています。この中に歴史的公文書の可能性があるものがあるという課題が残ります。また、永年保存の文書は、そのまま保管されています。歴史的公文書として重要な公文書を残す時に、保存期間を満了した数多くの文書の中からも歴史的公文書として選別し保管する必要があるのではないのでしょうか。これについては、評価選別基準として提唱されている事例があるので、それを参考に実態にあった形で基準を検討することが良いのではないのでしょうか。

歴史的公文書は、将来の歴史の研究、考証に必要な文書のことです。これから 50 年、100 年後に歴史的意味を持っていく公文書を残し、保管するためには、公文書管理法の主旨に基づいて地方自治体も公文書管理規程の見直しや公文書管理条例の制定などの時期に来ていると考えます。

来年は、新しい元号に改元されます。今後、50 年、100 年後に「昭和、平成の歴史」を振り返る時、歴史的公文書が地域でしっかり保存され、市民が地域の歴史を容易に紐解くことができる素地を作っておくことが肝要と考えます。歴史的公文書は、時がたてばその地域の重要な地域資源となると思います。

地域の歴史をしっかりと残し、伝えること、知ることによって地域の価値が高まり「地域創生」の原動力となることを期待します。